

毎月勤労統計不正問題に関する厚生労働省への質問事項

(1月7日付質問事項)

1. (500人以上事業所は全数調査でなければならないにもかかわらず、東京都分について2004年から)抽出調査となっていた実態と今回それが判明した経緯/理由について。
2. いつから、誰の判断/指示で、なぜ、抽出した名簿データを東京都に送っていたのか?
3. 誰(どの部局)が、いかなる基準を使って、この抽出作業を行っていたのか?
4. 過去に遡って、東京都(及び全国)における調査対象事業所の数と、実際に東京都(及び全国各都道府県)に送った(調査を行った)事業所の数が月毎/年毎に分かる資料を提出されたい。(※両者が同数になる年まで遡ること=何年何月から抽出になったのかの客観的説明材料として)
5. データ抽出によって、毎月勤労統計の統計上の有意性/正確性/信頼性が失われたのではないかと(失われていないとするならばその統計学的根拠)
6. 毎月勤労統計の調査対象事業所(特に500人以上の事業所)の全国の数と、うち東京都の占める割合(過去の推移も)を資料で提出されたい。
7. このような抽出を行っていたのは東京都だけか? 他の道府県でも行われていたのか?
8. 毎月勤労統計において500人以上の事業所は全て調べなければならないという規定/ルールとは何に基づくものか? その文書を提出されたい。
+規則

(1月15日部会での追加質問事項)

9. 追加支給の可能性のある給付の種類と金額の全容は現時点でどうなっているか? それは今後増える可能性があるのか?
10. 東京都について全数調査ではなく抽出でも制度が確保出来るとの「事務取扱要領」があったと根本大臣が説明しているが、その「事務取扱要領」を提出されたい(平成16年1月に改定されたもの、それ以降及びそれ以前の取扱要領の該当箇所)。また、いつ、誰の責任/判断で抽出に変更した要領がまとめられ、発出されたのか説明されたい。
11. 昨年1月から東京都の抽出分を補正するためのソフトを導入していたことについて、その具体的経緯を示されたい。また、そのソフト改修のための発注書/受注契約書、及び契約金額の詳細を資料として提出されたい。
12. 本件について根本大臣が報告を受けたのが昨年12月20日とされているが、翌21日には予算案の閣議決定、及び毎月勤労統計の10月分の確定値公表がそのまま行われている。なぜか? また、総理大臣及び官房長官にはいつ(日時)、誰がどのような形/内容で報告を上げたのか? 根本大臣の記者会見が年明け8日にずれ込んだ理由は何か?

13. 平成 30 年 6 月に神奈川県、愛知県、大阪府に対して抽出調査に切り替える旨、連絡をした件（12 月に撤回）について、その判断理由と判断権者（責任者）を明らかにされたい。また、各府県に発出した通知文を資料として提出されたい。なお、その変更について、総務省に「基幹統計調査の変更申請」は行っていたのか？
14. 平成 8 年（1996 年）から調査対象事業所数が公表資料より 1 割少なかった問題について、その原因/理由/経緯、及びなぜ 23 年もの間、訂正されたなかったのか説明されたい。

（1 月 17 日追加確認事項）

15. 平成 28 年（2016 年）10 月 27 日付で、厚生労働大臣が総務大臣に対し、「基幹統計調査の変更について（申請）」を行っているが、その申請書にも明確に「※ただし、規模が 500 人以上の事業所については、全数調査とする」と記載されている。これは虚偽の申請であり、統計法違反ではないか？ 厚労省の見解を求める。
16. 過去、厚生労働大臣をはじめとする厚生労働省政務三役、総理大臣ないし官房長官は、一切、この問題について認知していなかったのか？ 報告は上げられていなかったのか？
17. 本不正問題の責任の所在究明と責任者の処罰についての見解を示されたい。

（了）